

令和8年度における地域医療構想策定等支援業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度における地域医療構想策定等支援業務

2 業務の目的

地域医療構想の策定及び第9次岡山県保健医療計画の改定について、協議を行う会議体の運営に係る業務を適切に実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 委託業務の内容

本事業の遂行に当たり必要となる下記業務を、契約締結日から令和9年3月31日（水）までの間において実施すること。

(1) 地域医療構想の策定に係る会議体の運営（3回開催予定）

① 会議の開催の日時及び場所の決定

会議の開催の日時及び場所は、県が決定し、受託者に通知する。また、開催場所の賃借に係る契約も県が行い、当該賃借に要する費用も県が負担する。なお、会議は、会場及びオンラインのハイブリッド方式とする。

② 会議資料の事前送付

県から提供された会議資料のデータ及びオンライン配信に必要な情報（ミーティングID、パスワード等）を、会議体の委員及び会議出席者（30名程度）にメールで事前送付する。なお、当該メールの送付先等は、県から一覧を提供する。

③ 会議当日の運営

ア 会場の設営

県から提供された配席図等を基に、次に掲げる設営作業を行う。

- (ア) 机及び椅子の設置並びに受付及びプロジェクター投影の準備（机、椅子及びプロジェクターは、会場に備え付けの物を使用するものとする。）
- (イ) 出席者の机の上に、出席者名の入った名札、印刷した会議資料、封筒（角形2号）及び飲料（お茶のペットボトル500ml以上のもの）を準備する（資料の印刷並びに名札、封筒及び飲料の準備は受託者が行い、必要な経費も受託者が負担するものとする。なお、資料のホッチキス留め等の詳細は、県が受託者に指示するものとする。）。
- (ウ) オンライン配信の設定（オンライン配信は原則ZOOMとし、配信に必要な機材の準備及びアカウントの設定は受託者が行うものとする。ただし、会場に備え付けの機材は、県と協議の上、使用することができる。また、音声不良等の不具合が生じていないかの確認を必ず行い、生じている

場合は対策を講じなければならない。)

(エ) 会議開始の30分前から、出席者、報道関係者及び傍聴希望者の受付を行い、報道関係者及び傍聴希望者には会議資料を配布する。

イ 会議の進行

会議の進行は県が行い、受託者は、プロジェクター投影（資料の投影に関し県の担当者が補助をする。）、オンライン配信の管理、発言者へのマイク渡し（2名以上）及び会議の録音を行う。なお、オンライン配信において、音声不良等の不具合が生じた場合には、速やかに対策を講じるものとする。

ウ 会場の現状復旧

会議終了後は、会場を使用前の状態に復旧する。なお、会場の管理者に報告する書類がある場合は、県の指示を受けるものとする。

④ 議事録の作成等

ア 録音データの提出

議事録作成の基となる録音データ（ファイル形式は、音声ファイル（wav、wma、mp3、aac、m4a）又は動画ファイル（wmv、avi、mp4、m4v）に限る。）を県に提出する。なお、提出されたデータは、県に帰属する。

イ 発言内容の文字起こし

県は、提出された録音データについて、ソフトウェアにより文字起こしを行い、文字起こし後のデータ（csv形式又はテキスト形式）を受託者に提供する。当該データは、誤字、脱字、変換誤り等が存在するため、受託者において、正しい発言内容になるよう必要な修正を行う。

ウ 議事録の作成

受託者は、録音データ、イにおいて修正した文字起こしデータ等を基に、発言内容をまとめた議事録を作成し、当該文字起こしデータ及び会議の状況を記録した画像データと併せて県に報告する。

⑤ 実施体制

事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する責任者を1名以上配置すること。

(2) 保健医療計画の改定に係る会議体の運営（3回開催予定）

① 会議の開催の日時及び場所の調整

会議の開催の日時について、会議体の構成員に出席可能な日時を聴取し、とりまとめた上で県に報告する。報告を受けた県において、開催の日時及び場所を決定し、受託者に通知する。また、開催場所の賃借に係る契約は県が行い、当該賃借に要する費用も県が負担する。

② 会議資料の事前送付

県から提供された会議資料のデータ及びオンライン配信に必要な情報（ミーティングID、パスコード等）を、会議体の委員及び会議出席者（50名程度）にメールで事前送付する。なお、当該メールの送付先等は、県から一覧を提供する。

③ 会議当日の運営

ア 会場の設営

県から提供された配席図等を基に、次に掲げる設営作業を行う。

- (ア) 机及び椅子の設置並びに受付及びプロジェクター投影の準備（机、椅子及びプロジェクターは、会場に備え付けの物を使用するものとする。）
- (イ) 出席者の机上に、出席者名の入った名札、印刷した会議資料、封筒（角形2号）及び飲料（お茶のペットボトル500ml以上のもの）を準備する（資料の印刷並びに名札、封筒及び飲料の準備は受託者が行い、必要な経費も受託者が負担するものとする。なお、資料のホッチキス留め等の詳細は、県が受託者に指示するものとする。）
- (ウ) オンライン配信の設定（オンライン配信は原則ZOOMとし、配信に必要な機材の準備及びアカウントの設定は受託者が行うものとする。ただし、会場に備え付けの機材は、県と協議の上、使用することができる。また、音声不良等の不具合が生じていないかの確認を必ず行い、生じている場合は対策を講じなければならない。）
- (エ) 会議開始の30分前から、出席者、報道関係者及び傍聴希望者の受付を行い、報道関係者及び傍聴希望者には会議資料を配布する。

イ 会議の進行

会議の進行は県が行い、受託者は、プロジェクター投影（資料の投影に関し県の担当者が補助をする。）、オンライン配信の管理、発言者へのマイク渡し（2名以上）及び会議の録音を行う。なお、オンライン配信において、音声不良等の不具合が生じた場合には、速やかに対策を講じるものとする。

ウ 会場の現状復旧

会議終了後は、会場を使用前の状態に復旧する。なお、会場の管理者に報告する書類がある場合は、県の指示を受けるものとする。

④ 議事録の作成等

ア 録音データの提出

議事録作成の基となる録音データ（ファイル形式は、音声ファイル（wav、wma、mp3、aac、m4a）又は動画ファイル（wmv、avi、mp4、m4v）に限る。）を県に提出する。なお、提出されたデータは、県に帰属する。

イ 発言内容の文字起こし

県は、提出された録音データについて、ソフトウェアにより文字起こしを行い、文字起こし後のデータ（csv形式又はテキスト形式）を受託者に提供する。当該データは、誤字、脱字、変換誤り等が存在するため、受託者において、正しい発言内容になるよう必要な修正を行う。

ウ 議事録の作成

受託者は、録音データ、イにおいて修正した文字起こしデータ等を基に、発言内容をまとめた議事録を作成し、当該文字起こしデータ及び会議の状況を記録した画像データと併せて県に報告する。

⑤ 実施体制

事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する責任者を1名以上配置すること。

5 留意事項

(1) 業務実績報告書の提出

受託者は、本業務の終了後、業務実績報告書を県に提出しなければならない。

なお、業務実績報告書の内容については、契約後に県から指示するものとする。

(2) 再委託の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して、あらかじめ文書で協議しなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(2)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により得られた成果物及び資料は、県に帰属する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

受託者は、業務実施場所における関係者以外の立入りを禁ずる、無人の際には必ず施錠する、外部へのデータの持出しを禁ずるなど、十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること。

(6) 個人情報の保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

なお、(2)イの再委託において個人情報を取り扱う場合には、再委託先に対しても「個人情報取扱特記事項」の遵守を求めること。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるも

のとする。